

運委参第 87 号
平成20年11月28日

防衛大臣
浜田 靖一 殿

国土交通省運輸安全委員会
委員長 後藤 昇弘

スカイマーク株式会社所属ボーイング式767-300型JA767F及び
全日本空輸株式会社所属ボーイング式777-200型JA8967の航空重大
インシデントに係る意見について

当委員会は、本重大インシデント調査の結果に鑑み、防衛大臣及び国土交通大臣に
対して、運輸安全委員会設置法第28条の規定に基づき、下記のとおり意見を述べる。

記

航空交通の安全を確保するためには、航空管制官の勤務体制、平行滑走路における
管制処理及び管制機器の改良について、次に掲げる事項を検討し、所要の措置を講じ
ることが必要である。この場合、本重大インシデントが発生した新千歳空港における
航空交通管制業務は、航空法第137条の規定により、国土交通大臣から防衛大臣に
委任され、国土交通大臣はその業務の運営に関して統制を行うこととしていることか
ら、国土交通大臣は、この意見に対する措置についても適切に統制を行うこと。

1 管制官の勤務体制

千歳管制隊のローテーション勤務においては、一部のシフトの勤務時間が長いこ
と及びシフトの間隔が短いことから、管制官に疲労が蓄積し誤った管制許可を発出
する一因となった可能性が考えられる。

また、交通量に応じて適切に管制官を配置し、業務の監督を行っていれば、担当
管制官の錯誤に気付き、本重大インシデントを未然に防ぐことができた可能性が考
えられる。

このため、防衛大臣は、航空交通の安全を確保できるように管制官の適切な配置
を行うこと等、所要の措置を講じること。

2 平行滑走路における管制処理

新千歳空港においては、通常滑走路2本運用を行っていて、着陸専用滑走路に着陸した航空機は必ず離陸専用滑走路を横断しなければならず、その際、関係航空機に対する管制指示の発出等には細心の注意と管制官相互の緊密な連携が不可欠である。

このため、防衛大臣は、飛行場管制席と地上管制席の連携の強化を図るため、通信の移管と業務移管の要領を見直し、明文化するとともに、飛行場管制席と地上管制席を隣接させ意思疎通を促進させるなど、ヒューマンエラーの防止対策を十分検討し、所要の措置を講じること。

3 管制機器の改良

千歳管制隊の飛行場管制所には、旧式のASDE表示装置及びブライトが、地上管制席と飛行場管制席にそれぞれ1台設置されているのみであり、現在の新千歳空港の交通量を考慮すれば、管制支援システムとしての機能・性能は不十分である。

国内の民間主要空港の管制支援システムは、管制官が飛行場面の航空機を容易に把握できるよう個々の航空機にカラーの識別タグを付加する機能を有しており、更に今後は滑走路の占有状況を監視する支援機能等の追加が検討されている。

また、海外においては滑走路誤進入を防止するため、自動的に滑走路入り口灯や離陸待機灯を点灯させ、パイロットに警告する滑走路状態表示灯システムの導入が検討されている。

防衛大臣は、これらの動向を踏まえ、ヒューマンエラーに起因する滑走路誤進入を防止するためのシステム整備を早急に検討し、所要の措置を講じること。

国土交通大臣は、防衛省と管制支援システム等の情報を共有するよう努め、必要があればシステム整備等の連携を図るなど、所要の措置を講じること。